

●「この花は、なあに…」 答えはP 6に



- P2 農業委員会活動報告
- P3 農業委員・農地利用最適化推進委員の
担当区域
- P4 農地の賃借料情報
農業者年金（老後に備えましょう）
- P5 農作業標準料金の設定情報

- P6 農地コーナー（農地転用等の許可手続き）
- P7 農地中間管理機構の活用／
鳥獣被害対策（まずは相談を）
全国農業新聞の購読について
- P8 食育・レシピの紹介レポート

会長あいさつ

坂井市農業委員会 会長

森 勝義

陽春の候、農業者の皆様におかれましては、益々ご健勝のことと、お慶び申し上げます。

また、日頃より、坂井市農業委員会の業務に対し、深いご理解と温かいご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成から令和へと元号が変わり早一年を迎えようとしています。近年の地球温暖化現象による異常気象は農地の荒廃を引き起こし、農業経営の足かせとなっております。

そこで、私ども農業委員会は、地区の農地利用最適化推進委員の協力を頂いて、農地の集約化を進め、安定的な農業の経営や特産品の開発を進め、特色ある農業を目指す経営プランを考えて参りたいと思います。これからも、皆様の温かいご協力と深いご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

本年も、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

令和元年度 農業委員会活動報告

時期	会議・研修等
毎月 25日	農業委員会総会
5月	福井地区農業委員会協議会 総会 農業委員会 会長・事務局長会議 全国農業委員会会長大会
6月	福井県農業委員会事務研究協議会総会
7月	福井県農業委員会女性委員の会総会・研修会 地区会議（坂井・春江・丸岡・三国地区）
8～10月	農地パトロール（農地利用状況調査）

10月	福井地区農業委員会会長・事務局長会議 北信越ブロック女性農業委員の会研修会（石川県） 農業者年金加入推進特別研修会 福井地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会
11月	福井県農業委員会大会（福井市） 福井地区農業委員会協議会会長・事務局長研修会 全国農業委員会会長代表者集会
12月	福井地区農業者年金加入推進部長・担当者会議
1月	地区会議（三国・丸岡・春江・坂井地区）
2月	獣害対策研修会参加



12月総会



7月地区会議



1月地区会議



農業委員の担当区域と推進委員さんが変わりました

農業委員			
地区名	氏名（敬称略）	役職	担当区域（地係）
三国町	濱中 憲雄		山岸、下野、西野中、横越、新保、黒目、米納津、沖野々
	藤田 一元		玉江、西今市、藤沢、水居、竹松、錦一〜四丁目、山王一・三〜六丁目、南本町一・二丁目、北本町一・二丁目、神明一・三丁目、殿島、楽円、川崎、油屋、石丸、池見、野中
	加藤 昭治	運 営 委 員	嵩、西谷、覚善、加戸、中央一・二丁目、平山、池上、陣ヶ岡
	岡田 幸夫	運 営 委 員	三国、三国東一〜七丁目、浜地、梶、崎、安島、安島二〜四丁目、米ヶ脇、米ヶ脇一〜五丁目、宿、宿一〜宿三丁目、新宿一・二丁目、青葉台、滝谷、滝谷一〜三丁目、つつじが丘、運動公園三丁目、緑ヶ丘一〜五丁目
丸岡町	森 勝 義	会 長	四ッ屋、南横地、下安田、安田新、上安田、北横地、舟寄、笹和田、長崎
	高山 重則		栄1丁目、里丸岡、里丸岡1〜3丁目、松川、松川1・2丁目、松川町、霞町3・4丁目、本町4丁目、荒町、東陽1・2丁目、谷町2丁目、猪爪、猪爪1〜9丁目、今町、愛宕、舩田、小黒、与河、畑中、田屋、曾々木、篠岡、八ヶ郷、三本木、伏屋、霞ヶ丘2丁目、山久保、女形谷、豊原、赤坂、柳町、内田、石上、栄2丁目、山竹田、山口、川上、吉谷、上竹田
	中垣内勇夫		宇随、磯部新保、羽崎、八丁、磯部福庄、熊堂、磯部島、今市、四郎丸、反保、南今市、坪ノ内、友末、為安、寄永、楽岡、上金屋、東二ッ屋
	大川 勝利	運 営 委 員	金元、上久米田、下久米田、新間、儀間、牛ヶ島、高瀬、四ッ柳、油為頭、板倉、高田、豊原高瀬、筑後清水、山崎三ヶ、大森、野中山王、末政
	本田 雄揮		高柳、古政、ハッロ、今福、寅国、西瓜屋、西里丸岡、上田町1・2丁目、乾、針ノ木1丁目、御幸1丁目、朝陽1・2丁目、上田、下田、坪江、兼兼、堀水、里竹田、千田、玄女、宇田、長畝、城北1〜6丁目、一本田、一本田中、一本田福所
春江町	西 端 勲		金剛寺、松木、本堂、藤鷲塚、江留中、随応寺、随応寺中央
	三寺總左卫門	運 営 委 員	中庄、石塚、安沢、高江、田端、西太郎丸、針原
	西端 和雄		辻、木部西方寺、定広、正善、布施田新、取次、姫王、上小森、下小森、井向、大牧、堀越、西長田、千歩寺
	田中 正信	運 営 委 員	大針、沖布目、境為、いちい野、石仏、中筋、定重、寄安、正蓮花、為国、境、中筋高田、中筋大手、中筋春日、中筋三ッ屋、江留上、為国西の宮、為国中区、江留上錦、江留上新町、江留上緑、江留上大和、江留上旭、為国平成、境上町、境元町、江留上中央、江留上昭和、東太郎丸、江留下高道、江留下、江留下屋敷、江留下相田、江留下宇和江
坂井町	伊 藤 勉	職務代理者	大味、東中野、東、西、蔵垣内、定旨、下新庄
	伊藤 宏実	運 営 委 員	上関、下関、長屋、河和田、御油田、五本
	飛田 俊朗		上兵庫、下兵庫、福島、徳分田、東長田、上新庄、新庄1・3丁目
	清兼 義靖		今井、蛸、東荒井、高柳、木部東、折戸、木部新保、島、清永
坂井町	南出 直美	中 立 委 員	宮領、田島、田島窪、若宮、長畑

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名（敬称略）	担当区域（地係）
第1区	正山 智久	玉江、西今市、藤沢、水居、竹松、三国、錦一〜四丁目、三国東一・三国東二〜七丁目、山王一・三〜六丁目、南本町一・二丁目、北本町一・二丁目、神明一・三丁目
第2区	八木 幸治	嵩、西谷、覚善、加戸、中央一・二丁目
第3区	岡 直毅	浜地、梶、崎、安島、安島二〜四丁目、米ヶ脇、米ヶ脇一〜五丁目、宿、宿一〜三丁目、新宿一・二丁目、青葉台、滝谷、滝谷一〜三丁目、つつじが丘、運動公園三丁目、緑ヶ丘一〜五丁目
第4区	鷲田 敏和	山岸、下野、西野中、横越
第5区	大嶋 裕一	殿島、楽円、川崎、油屋、石丸、池見、野中
第6区	月岡 透	新保、黒目、米納津、沖野々
第7区	寺嶋太寿男	平山、池上、陣ヶ岡
第8区	藤田 昌則	宇随、磯部新保、羽崎、八丁、磯部福庄、熊堂、磯部島、今市、四郎丸、反保、南今市
第9区	前田 彰夫	金元、上久米田、下久米田、坪ノ内、友末、為安、寄永、楽岡、上金屋、東二ッ屋
第10区	吉田 清憲	高柳、古政、ハッロ、今福、寅国、西瓜屋、西里丸岡、上田町1・2丁目、乾、針ノ木1丁目、御幸1丁目、朝陽1・2丁目、上田、下田
第11区	上田 幸生	栄1丁目、里丸岡、里丸岡1〜3丁目、松川、松川1・2丁目、松川町、霞町3・4丁目、本町4丁目、荒町、東陽1・2丁目、谷町2丁目、猪爪、猪爪1〜9丁目、今町、愛宕、舩田、小黒、与河、畑中、田屋、曾々木、篠岡、八ヶ郷、三本木、伏屋、霞ヶ丘2丁目、山久保、女形谷、豊原、赤坂、柳町、内田、石上
第12区	宮寄 政司	坪江、兼兼、堀水、里竹田、千田、玄女、宇田、長畝、城北1〜6丁目、栄2丁目、山竹田、山口、川上、吉谷、上竹田
第13区	松原 久信	新間、儀間、牛ヶ島、高瀬、四ッ柳、油為頭、板倉、高田、豊原高瀬、筑後清水、山崎三ヶ、大森、野中山王、末政
第14区	前川 龍雄	四ッ屋、南横地、下安田、安田新、上安田、北横地
第15区	柳原真木衛	一本田、一本田中、一本田福所、舟寄、笹和田、長崎
第16区	春貴 満	金剛寺、松木、本堂、藤鷲塚、江留中、随応寺、随応寺中央
第17区	黒川 規夫	中庄、石塚、安沢、高江
第18区	牧田 節雄	辻、木部西方寺、定広、正善、布施田新、取次、姫王、上小森、下小森
第19区	林 数幸	井向、大牧、堀越、西長田、千歩寺
第20区	田中 淳一	大針、沖布目、境為、いちい野、石仏、中筋、定重、寄安、正蓮花、為国、境、中筋高田、中筋大手、中筋春日、中筋三ッ屋、江留上、為国西の宮、為国中区、江留上錦、江留上新町、江留上緑、江留上大和、江留上旭、為国平成、境上町、境元町、江留上中央、江留上昭和
第21区	平田 和義	田端、西太郎丸、針原、東太郎丸、江留下高道、江留下、江留下屋敷、江留下相田、江留下宇和江
第22区	伊藤磯之丞	上関、下関
第23区	大島 清	上兵庫、下兵庫
第24区	澤田 央	大味、東中野、東、西、蔵垣内
第25区	田中 勇樹	宮領、田島、田島窪、若宮、福島、徳分田、東長田
第26区	牧野 義雄	長屋、河和田、御油田、五本、定旨、長畑、上新庄、下新庄、新庄1・2丁目
第27区	黒川 房孝	今井、蛸、東荒井、高柳、木部東
第28区	木下 彰人	折戸、木部新保、島、清永

※詳細は坂井市ホームページでご確認下さい。 ※変更箇所は黄色で表記しています。

令和2年 農地の賃借料情報をお知らせします

農業委員会では農地の賃貸借の目安になるよう、毎年10アールあたりの賃借料について地域の実情に合わせた金額をお知らせしています。

平成31年1月から令和元年12月までの間に賃貸借権を設定（締結・公告）した賃借料水準は下記のとおりです。契約の目安にご利用ください。

なお、この賃借料情報は拘束力はなく、実勢の情報を提供するものです。

この情報を目安として、圃場の広さ・形状および水利等の各種条件を考慮し、貸し手と借り手で十分話し合いをした上で、賃借料を決めてください。

締結（公告）された地域名			平均額	最高額	データ数
区分		適用地域		最低額	
田	第1地域	第2～第3地域以外の圃場整備済の地域（平坦地）	13,600円	21,500円	1,588
				5,000円	
	第2地域	旧三国町の三国地区、嵩、西谷、平山、池上、山岸、米納津、梶、浜地、城ヶ原、美保、新保	9,700円	13,100円	23
				7,000円	
	第3地域	旧丸岡町の主要地方道勝山・丸岡線より北に位置し、かつ県道中川・松岡線より東に位置する圃場整備済の中山間地域および竹田地区	8,800円	13,100円	26
				5,000円	
畑		旧三国町の畑地	9,600円	14,400円	75
				5,000円	

※データ数は集計に用いた筆数です。

※土地改良区の賦課金等を含まない金額で記載しています。

※金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

農業者の皆さん、老後の備えは大丈夫ですか？

新制度になって安心の終身支給
農業者年金に加入を!!

月々 2万円～6.7万円まで

いつでも自由に掛金変更可能!

支払った保険料は…

全額社会保険料控除

積立方式

確定拠出型



加入要件

- ① 年間60日以上農業に従事する方
- ② 国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者は除く）
- ③ 20歳以上60歳未満の方

農業者年金受給の皆さんへ

経営移譲年金を受給している方で、後継者に移譲した農地を売買したり農地以外に転用すると経営移譲年金の支給が停止、または減額になる場合があります。また、違う相手に貸し直しをする場合でも、相手方の要件によっては支給停止や減額になることがあるので十分注意してください。このようなときには、事前に農業委員会へご相談ください。

坂井市農業委員会事務局
TEL: 0776-50-3151



令和2年 坂井市農作業標準料金をお知らせします

農作業の受委託契約を結ぶときは、標準料金を参考に、農地の状況（区画の形状や面積など）や作業内容等、諸条件を勘案し、当事者間で十分話し合いの上、料金を決めてください。

作業区分		単位	標準料金 (税抜)	備考
稲作	土壌改良材散布作業	10a	1,000 円	土壌改良材、その運搬費は別
	ブラウ耕作業	10a	6,000 円	
	レーザー均平作業	10a	13,000 円	
	畦塗り作業	100m	4,010 円	片側のみ
	耕起作業	10a	5,020 円	1 回がけ
	砕土作業	10a	4,000 円	
	代かき作業	10a	4,510 円	2 回がけ
	田植作業（側条施肥・直播）	10a	7,600 円	除草剤散布作業同時の場合 300 円増（税抜） 苗代、肥料代は別
	発芽苗運搬作業	箱	50 円	
	硬化苗運搬作業	箱	100 円	
	防除作業（動力散布）	10a	650 円	1 回分、農薬代は別
	防除作業（ラジコンヘリ）	10a	1,300 円	1 回分、農薬代は別
	収穫作業	10a	16,960 円	
	籾運搬作業	100kg	500 円	
	乾燥作業	60kg	970 円	粗玄米（くず米含む）水分 24%
籾摺り作業	60kg	490 円	粗玄米（くず米含む）	
麦作	耕起・畝立・施肥・播種作業	10a	8,200 円	除草剤散布作業同時の場合 300 円増（税抜）
	溝掘り作業	100m	1,500 円	
	弾丸暗渠作業	10a	940 円	
	防除作業（動力散布）	10a	650 円	1 回分、農薬代は別
	収穫作業	10a	10,310 円	
	生麦運搬作業	100kg	500 円	
大豆	耕起・畝立・施肥・播種作業	10a	8,420 円	除草剤散布作業同時の場合 300 円増（税抜）
	溝掘り作業	100m	1,500 円	
	防除作業（動力散布）	10a	650 円	1 回分、農薬代は別
	培土作業	10a	3,910 円	
	収穫作業	10a	10,840 円	
	生大豆運搬作業	100kg	500 円	
そば	耕起・畝立・播種作業	10a	8,240 円	
	溝掘り作業	100m	1,230 円	
	収穫作業	10a	8,740 円	
	乾燥作業	45kg	800 円	
	調製作業	45kg	500 円	
	生そば運搬作業	100kg	500 円	

- ・この料金は、圃場整備済みの 30 アール区画田を基準としています。
- ・上記の作業料金には、農業機械の運搬費は含まれていません。
- ・「軽油」価格については、軽油取引税の免税後の価格を採用しています。

農地の転用について

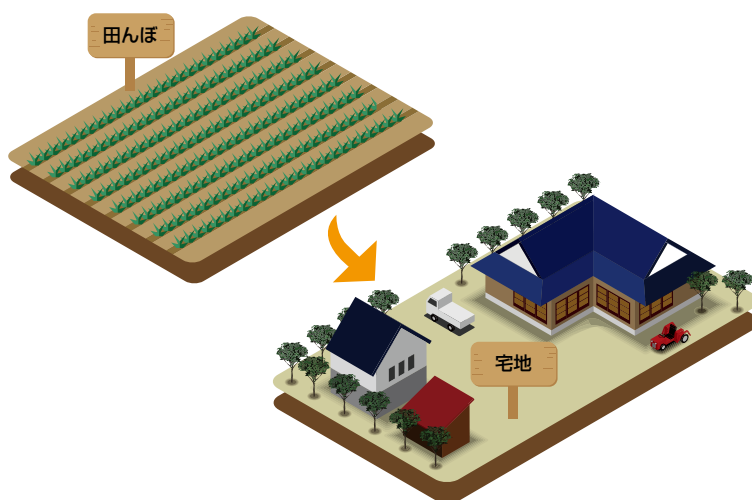
農地の転用とは、農地を住宅・店舗・駐車場などの農地以外の土地にすることをいいます。このような農地転用をする場合には、農地法の規定に基づく手続きが必要です。

● 優良農地は転用できません

農地法では、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、優良な農地を保全するため生産性の高い農地は、原則、転用が認められません。

また、転用する場合であっても、農業上の利用に支障が少ない農地での転用へ誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしています。

農地の転用については、農業委員会へお問い合わせください。



● 無断転用は違反です

農地転用の許可を受けず、農地を無断で転用した場合、違反者は原状回復命令や罰金等が科せられることがあります。

**このようなときは農業委員会へ
相談・手続きください**

農地の権利を移動するとき

- 農地を購入して経営を拡大するには許可が必要です。
- 相続（遺産分割・包括遺贈含む）等で、農地法の許可を要せずに農地の権利を取得した方は、届出が必要です。

**自分の所有する農地を農地以外のものに
にするときは、農地転用の許可手続き
が必要です**

**自分の所有する農地を第3者が農地以外
のものにするときは、農地転用の許可
手続きが必要です**



表紙の花の
答え

①	②
③	④

① ゆり（ゆりの里公園）

③ コスモス（えちぜん鉄道大関駅周辺）

② ひまわり（池上ひまわりパーク）

④ そば（丸岡町舟寄周辺）

農地の貸し借りに農地中間 管理事業を活用しましょう

当事業は「農地中間管理機構」が所管し、左記の図のよう
に農地の出し手と受け手を
仲介し、担い手への農地の集
積を手助けする事業です。

当機構が仲介することで、
出し手側は受け手が耕作でき
なくなった場合のリスクを減
らすことができ、受け手側は
複数の地代を一括して機構に
納付するだけで済むなどのメ
リットがあります。

また、機構を通して農地を

貸し付けると、条件によりま
すが出し手側は交付金を受け
られる場合があります。

農地を貸したい、借りたい
とお考えの方、交付金を受け
る条件をお知りになりたい方
は、次の窓口へお問い合わせ
ください。

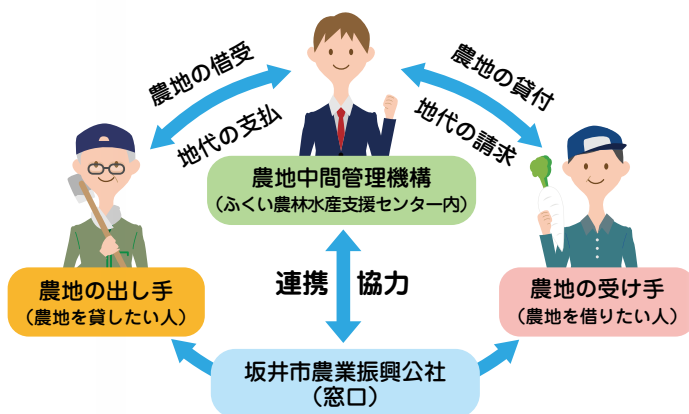
●問い合わせ先

坂井市農業振興公社

(坂井市役所 農業振興課内)

TEL 0776-503150

農地中間管理事業活用のイメージ



鳥獣を捕獲するわな設置の 際はご相談ください

屋根裏への侵入や家庭菜園
の被害など動物による環境・
農作物被害が発生し、市民の
方々からお問い合わせをいた
だくことが増えております。
対策の一つとして、動物を捕
獲するためにホームセンター
などでわなを購入し、設置さ
れる場合も考えられます。

しかし、資格が無い方や許
可を受けていない方が野生動
物を捕獲することは法律で禁
止されており、違反になる可
能性があります。

坂井市農業振興課では、資
格や許可を受けた市職員また
は有害鳥獣捕獲隊員によつて
有害鳥獣の捕獲を実施してお
ります。わなの設置を検討さ
れる場合は、まず農業振興課
までご相談ください。

●問い合わせ先

坂井市役所 農業振興課

TEL 0776-503150



アライグマ



ハクビシン



イノシシ

みんなで読もう！全国農業新聞 発行日 毎週金曜日 購読料／1ヶ月700円(送料込)
お申し込み・お問い合わせは、坂井市農業委員会事務局まで TEL : 0776-50-3151



食育

福井県農業委員会女性委員の会

農業のまち - 池田町に 行って来ました

2020
2.28

循環型農業を推進しています

こんなところがあります

●ファームハウス・コミュニティ

料理…手作りの米・野菜に池田高原牛
「昼食、美味しく頂きました」



施設がきれい！
山もきれい！
体験と里山ごはん
の宿（宿泊可）



●あぐりパワーアップセンター

有機肥料「^{どこんじょう}土魂壤」を生産販売
（たい肥完熟）

土に魂を！
堆肥工場

●農村 de 合宿キャンプセンター

合宿施設（旧池田第3小学校）
体育館（クライミング設備）
運動場（ナイター付き）
音楽スタジオ・食堂・研修室

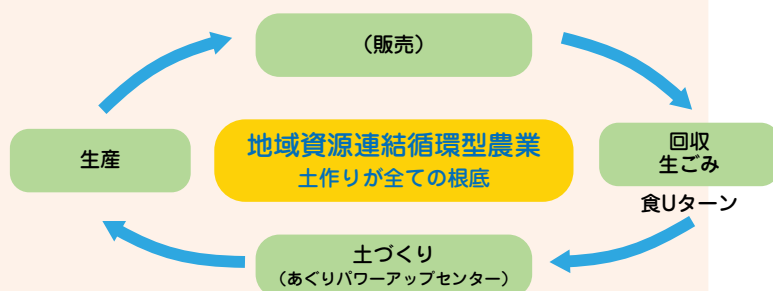


女性グループ「白いっぽうぎ」
代表山本さんの丁寧な説明に感銘！
心づくしの料理を若い世代へつなぐ
活動はすばらしい！！

●美味しく、楽しくて、ちょっぴり賢くなっ
た一日でした。



坂井市農業委員
福井県農業委員会女性委員の会 副会長
一般社団法人福井県農業会議 常設審議委員
南出 直美



レシピ

刻みネギ入りお好み焼き（白ネギ使用）



越前市のお好み焼き屋さんの最近のブレイクメニュー、生地の中にキャベツの代わりに刻みネギ（白ネギ）を入れて焼きます。ネギのヌルヌルが美味しさを増すとのこと。ポン酢につけて頂きます。美味しかった～です。（梅醬油も美味ですよ）

坂井町福島にある田中農園を訪ねました。ハウスの中はネギの赤ちゃんでびっしり。1月20日に種を蒔いた、2ヶ月後のベビーベッドの中をご覧下さい。

ネギは中国から5世紀頃、日本に伝わったといわれ、関東の根深ネギ、関西の葉ネギに大別されますが、生産者の考えで各地で様々な種類のネギが栽培されている様です。

加熱すると甘みを増す根深ネギ、薬味として香気がたつ葉ネギ、関東と関西の食文化の違いが影響したのでは？という考えもある様です。田中農園のネギは白ネギ。種蒔きから収穫まで沢山の過程を経て、秋には県内外の市場に出荷されるとのこと。



■発行／坂井市農業委員会 ■編集／坂井市農業委員会事務局

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1 TEL：0776-50-3151 FAX：0776-68-0440 2020年4月発行